

平成21年第1回春日那珂川水道企業団議会定例会（第1日）

1. 出席議員（12名）

1番	藤井俊雄	2番	竹下尚志
3番	加納義紀	4番	若杉優
5番	津留渉	6番	前田俊雄
7番	大久保妙子	8番	友廣英司
9番	江頭大助	10番	村山正美
11番	津口勝也	12番	後藤秀記

2. 欠席議員（なし）

3. 説明のために出席した者の職氏名（12名）

顧問 (春日市長)	井上澄和	顧問 (那珂川町長)	武末茂喜
企業長	川原康義	局長	白水満
総務課長	櫻井隆司	経理課長	松永明
企画課長	佐伯久典	建設課長	磯田慶二
営業課長	山崎巖	営業課主幹	築地陽
工務課長	八尋正廣	浄水課長	石橋博

4. 出席した事務局職員の職氏名（3名）

事務局長	櫻井隆司	書記	山川誠治
書記	中島勝巳		

5. 議事日程第1号

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 会期の決定

日程第3 議案第1号から議案第7号の上程、提案理由の説明

6. 会議に付した事件名

議案第1号 平成20年度春日那珂川水道企業団水道事業会計補正予算案（第2号）

議案第2号 春日那珂川水道企業団特別職の職員の議員報酬、報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議案第3号 春日那珂川水道企業団企業長の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議案第4号 春日那珂川水道企業団手数料条例の一部を改正する条例の制定について

議案第5号 春日那珂川水道企業団給水条例の一部を改正する条例の制定について

議案第 6 号 平成21年度春日那珂川水道企業団水道事業会計予算案

議案第 7 号 春日那珂川水道企業団監査委員の選任について

開会 14時00分

○津口議長 定足数に達しておりますので、ただいまから平成21年第1回春日那珂川水道企業団議会定例会を開会いたします。

本日の会議は、お手元に配付いたしております議事日程第1号により議事を進めてまいります。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

12番後藤議員、1番藤井議員を指名いたします。

日程第2、会期の決定を議題といたします。

今次定例会の会期は、本日、あすの2日間と決定したいと存じますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○津口議長 御異議なしと認めます。よって、今次定例会の会期は、本日、あすの2日間と決定いたしました。

日程第3、今次定例会に提出されております議案第1号から議案第7号を一括議題といたします。

早速、提案理由の説明を求めます。

川原企業長。

○川原企業長 本日、ここに平成21年第1回春日那珂川水道企業団議会定例会を招集いたしましたところ、議員各位におかれましてはお忙しい中に御参集を賜り、厚くお礼を申し上げます。

さて、近年の水道事業を取り巻く環境は著しく変化してきております。我が国も不況の中にあって、不安定な経済状況は民間企業だけではなくて、地方公共団体にも深刻な影響を及ぼしている状況でございます。

このような著しい状況の中で、国においても地方公共団体の経営健全化に積極的に乗り出してきており、平成19年6月には地方公共団体の財政の健全化に関する法律を公布し、また地方公営企業におきましても、資金不足比率を報告や公表を義務づけを行いました。不健全団体については国がその団体の経営に関与することとなっております。

当企業団においても、給水人口は微増しているにもかかわらず、税収不足は著しく伸び悩んでおり、平成19年度と平成20年度見込みを比較しますと、約6,400万円の減収となっております。さらに21年度は厳しい状況が予測されるところでございます。

このような状況のもとで、原町浄水場を初め、他の浄水場施設の改良や老朽管の布設がえ、あるいは施設の耐久化、耐震化等の施設の整備が急がれ、必要な整備は今や山積して

おるところでございます。さらに、予想を上回る自然災害や予測不可能なテロに対する危機管理を迫られており、当企業団におきましても平成19年度に危機管理対策を担当する係を設置いたしまして、その対策に当たっているところでございます。

以上のようなことから、今後はより一層の組織の合理化や経費の節減は必須の課題でありまして、当企業団におきましても平成20年度を行革元年と位置づけており、行財政改革に取り組んでおるところでございますが、さらに職員一人一人が改革に取り組む意義を十分に理解し、最少の経費で最大の効果を上げることができるよう、努力をしているところでございます。

住民の方々に安全・安心、安定な水を供給することは、私たち水道事業に携わる者にとって重要かつ大いなる使命であり、また責任であります。同時に、水道事業の経営もまた安全・安心、安定して健全でなければなりません。このことから、行革は今喫緊の課題であり、執行部と議会が一体となって、この目的達成に向けて取り組むことが必要であると考えております。議員各位におかれましては、このような実情を十分御賢察いただきまして、御理解、御協力を賜りますようお願い申し上げます。

さて、本日御提案申し上げます議案について御説明を申し上げます。

議案第1号は、平成20年度春日那珂川水道企業団水道事業会計補正予算案についてでございます。

収益的収入及び支出におきまして、料金収入の減等によりまして、収入で6,400万円ほどの減となり、支出は経費の節減といたしまして、その結果、5,700万円余の減額を行っているところでございます。その結果、差し引き1億7,600万円余の利益を見込んでいるところでございます。

一方、資本的収入及び支出におきましては、収入で600万円余の増、これは加入負担金の増によるものでございます。また、企業債の繰上償還による支出を追加し、1億6,100万円余の増額を行っているところでございます。また、収支不足につきましては、過年度の留保資金等で補てんをすることと考えておるところでございます。

次に、議案第2号春日那珂川水道企業団特別職の職員の議員報酬、報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例の制定についてでございます。末端給水事業を展開している企業団の中で、当企業団議員の報酬が全国で最も高額であること及び筑紫地区内における一部事務組合と比較し著しく均衡を失しておると、突出していることから、行財政改革の一環として支給内容を見直しを行うという条例でございます。

次に、議案第3号は春日那珂川水道企業団企業長の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についてでございます。行財政改革の一環として、企業長の給与を2万円を減

額することから、条例の制定を行うものでございます。なお、管理職手当につきましても1%削減いたします。

次に、議案第4号春日那珂川水道企業団手数料条例の一部を改正する条例の制定についてでございます。指定給水装置工事事業者証の交付手数料を見直したことから、改正の必要が生じたものでございます。

次に、議案第5号春日那珂川水道企業団給水条例の一部を改正する条例の制定についてでございます。使用水量や口径に応じた合理的な料金とするため、基本水量の廃止、口径別料金の採用及び用途区分の見直し等々を行ったため、水道料金審議会の答申を経まして、提案をさせていただいているところでございます。

次に、議案第5号平成21年度春日那珂川水道企業団水道事業会計予算案でございます。3年連続の水道料金の減収が見込まれる中、昨年提示しました行財政改革プランに取り組むとともに、安全で安心できる水道水を安定的に使用者に供給するという、そういった水道事業本来の目的を達成するため、効率的な事業運営を目途として予算を計上しているところでございます。

平成21年度予算総額は、収益的収入及び支出におきまして、収入予算額として水道料金を含み26億1,900万円余を、支出予算額は24億2,500万円余を計上いたしております。税抜き当年度純利益といたしましては、1億4,400万円余となっております。

一方、資本的収入及び支出においては、収入予算額が12億5,300万円余、支出総額は24億1,000万円余を計上いたしております。

昨年度末から着手しております原町浄水場施設更新事業につきましては、新年度も引き続き、活性炭及び膜ろ過等の、あるいは浄水処理施設の築造に取り組みまして、22年度の完成を予定しております。これによりまして、かねてから懸案でありました貯水池の水質悪化に対処するとともに、安心・安全でおいしい水の供給につながるものと確信いたしております。また、配水管工事におきましては、地震の際に効果があるという耐震管を布設することで、災害に強い水道を目指し、安定的に供給することに努めてまいります。さらに、不要な遊休地におきましても、維持管理上の諸点から総合的に検討し、処分することとしております。

企業債につきましては、極力借入れを抑え、高金利債の繰り上げにつきましては、償還等を視野に入れた、効率的な運用を検討してまいります。一方、水道料金の減収対策につきましては、いわゆるストップ・ザ減収につきましては、昨年同様未加入者の加入促進に努めてまいります。このような状況を踏まえまして、予算計上を行っているところでございます。

次に、議案第7号春日那珂川水道企業団監査委員の選任についてでございます。監査委員の任期満了により、議会の同意を求めるものでございます。

以上7議案は、水道事業運営上極めて重要な案件でございます。何とぞ慎重な御審議の上、御議決賜りますようお願い申し上げまして、提案理由の説明を終わらせていただきます。

なお、議案内容及びその詳細につきましては、局長及び担当課長より補足説明をさせていただきますのでよろしくお願い申し上げます。

以上でございます。

○津口議長 提案理由の説明は終わりました。

発言の訂正がありますので、ちょっと待ってください。

企業長。

○川原企業長 先ほど提案理由を説明した中で、議案第6号と言うべきところを議案第5号と申し上げました。おわびし、訂正いたします。

○津口議長 次に、補足説明を求めます。

松永経理課長。

○松永経理課長 経理課長でございます。まず、私のほうから、議案第1号の補足説明を行わせていただきます。

議案第1号は、平成20年度補正予算の第2号でございます。議案は、法で決められた様式に従い、作成をいたしております。説明のほうは、議案の後につけております関連資料、説明資料のほうで説明をさせていただきます。

議案の後についております、一番上の議案第1号関連資料というページをお開きください。

こちらの2ページをお願いいたします。

平成20年度の補正予算の実施計画をここに記しております。

まず、収益的収入及び支出でございます。収入を上段に記載いたしております。

水道事業収益の補正予定額は5,994万8,000円でございます。営業収益の給水収益——これは水道料金でございます——におきまして、6,414万5,000円の減額の補正を行うものでございます。平成20年度の予算編成を行う際、平成18年度の決算、平成19年度の決算見込みを見ながら、給水人口が伸びている状況、さらに減収の状況なども勘案しまして、この予算案を作成をいたしておりました。ある程度収入も伸びるであろうというところで予算を見ておりましたが、一般家庭を初めとして、多くの用途でこれまでにない使用水量の減が起きております。特に、大口需要者の減少は大きく、平成19年度に使用された上位50の

事業所を調査いたしますと、対前年度の減収が1期から5期までの10カ月で3,100万円に上っております。これはこの減収額の50%以上を占めるような状況になっております。

内容を調査いたしますと、事業所において井戸を新たに設けられたり、持つておられた井戸を増強されたりというところが数カ所見当りましたが、多くの事業所では節水というところで、使用水量を抑えられているという結果でありました。私どもはこのことを大きく、強くとらえまして、減収対策に当たってまいりたいと、当たっていく必要があると思っております。

次に、その他営業収益でございます。50万円の減をいたしております。修理負担金、道路にあります管を移設したり、修理したりする際に原因者からいただく負担金でございますが、この分が減が見込まれるものでございます。

営業外収益、負担金でございます。これは福岡地区水道企業団への一般会計の出資金でございます。春日市、那珂川町から当企業団に一たん入金として入るものでございます。福岡地区水道企業団の事業内容が変化したことによって、減額が発生したものでございます。

その他営業外収益、500万円の追加でございます。これは資金運用をいたしております受取利息に増が見込まれることから、補正を行うものでございます。

対しまして、下段の水道事業費用でございます。補正の予定額は5,741万3,000円でございます。

営業費用の原水及び浄水費におきまして666万円の減額補正。これは浄水場におきまして委託料、薬品費において不用が見込まれるから減額するものと、あわせまして動力費、これは電力料でございますが、これが電力料の値上げによりまして増額が見込まれるというところの集計でございます。

配水及び給水費、これは460万円減額をいたしておりますが、委託料、賃借料の不用額が見込まれることから減額するものでございます。特に賃借料、当企業団、マッピングを更新いたしております。旧マッピングシステムを20年度1年間保有するという予定で予算を組んでおりましたが、新しいマッピングシステムが年度の半ばで稼働いたしましたものから、もう残りの分は不用というところで、解約をして不用が生じたものでございます。

業務費、980万円の減額、委託料などにおきまして不用が見込まれて減するものでございますが、大きな理由といたしましては、料金を計算して管理しておりますシステムの変更を見込んでおりましたが、これを次年度以降に行うこととしたことで不用が生じたものでございます。

次に、総係費でございます。2,690万円の減。内容といたしまして、人件費において

1,980万円の減、これは当初予定しておりました嘱託職員を減員したことで報酬が減額となり、また法定福利費や手当などに減が見込まれることから減するもの、あわせまして委託料におきまして380万円ほど減、その他の物件費として330万円ほど減額を予定しているものでございます。

次に、議会費170万円の減を見込んでおります。これは旅費に不用が見込まれることから、減額を行うものでございます。

減価償却費、84万円増額を見込んでおりますが、当初見込んでおりました償却額に償却年限の違いから増が見込まれ、補正の必要が生じたものでございます。

すみません。受水費を飛ばしておりました。7目受水費でございます。400万円の減でございます。福岡地区水道企業団のほうから当企業団受水をいたしておりますが、海水淡水化分の受水費の7%が今年度から減額となっております。この減額のため、この400万円の不用額が生じたものでございます。申しわけございません。飛ばしてしまいました。

9目資産減耗費でございます。1,330万円の減。工事施工によって除却費が発生いたします。その費用として予算化しておるものですが、工事に変更がありまして不用が見込まれることから、補正を行うものでございます。

次に、営業外費用でございます。負担金は先ほど収入のほうで申しました福岡地区水道企業団への、春日市、那珂川町からの一般会計出資金の支出分でございます。

2目の支払い利息399万円の減、これは20年度当初で見込んでおりました前年度の借入れ企業債、これについて予算で見込んでおりました利息よりも安く企業債が借りられたことから、不用が生じたものでございます。

次に、4目消費税及び地方消費税1,300万円の増でございます。この補正を行うことで課税対象についてすべて再計算を行ったところ、1,300万円の増が必要となったことから補正を行うものでございます。

3ページをお願いいたします。

資本的収入でございます。654万6,000円の補正増を行うものでございます。

内容といたしましては、工事負担金において880万円の増額を予定しておりますが、これはまず加入負担金、お客様が新たに水道に加入される際にお支払いいただく負担金でございますが、これを今年度9月から改定を行っております。このため、当初より1,700万円の増が見込まれております。また、当初予定しておりました負担金工事が中止となりまして、受け入れる予定でありました工事負担金720万円が見込まれなくなったため、この分については減額を行うと、合わせまして880万円の増を行うものでございます。

次に、出資金でございます。この出資金は春日市、那珂川町のほうから当企業団のほう

に、事業によって出資をしていただいとる費用でございます。現在は五ヶ山ダム建設事業と原町浄水場の改良事業においてこの出資を行っていただいておりますが、そのうちの原町浄水場の工事について、補助金の対象となってこの出資金をいただくようになってきたんですが、事業費の見方が補助金ベースで見ることとなったため、減額の必要が生じたものでございます。

対しまして、資本的支出でございます。

建設改良費、水源浄水場施設整備費におきまして、7,740万円の減額の補正でございます。これは、現在行っております原町浄水場の改良工事、今年度から22年度までに行う予定の第2期工事でございますが、事業費の今年度事業費分が縮小されることによって発生した減額と、発注された際に入札残による不用額、この分がこの補正額でございます。

2目の配水施設整備費1,900万円の減、これは水道管を入れかえたり、新しく入れたりしておる費用でございますが、委託料と工事請負費におきまして、入札残によって不用額が生じております。この分によります補正の減でございます。

諸設備費、400万円の減でございます。水道メーターの出庫が見込みより少なかったこと、あわせまして、予定しておりました有形固定資産の購入を見合わせたことによります不用額を減するものでございます。

2項の企業債償還金でございます。2億6,055万5,000円の増額の補正を行うものでございます。今年度既に1億700万円の、公営企業金融公庫の繰上償還を補正によって行っておりましたが、今回は資金運用部資金から借りておりますもののうち、6%以上のものについて特例で繰上償還が認められております。そのため、補正を行うものでございます。

3項の国庫補助金返還金、これは平成19年度にいただいております国庫補助金、これの消費税相当分を国に返還するものでございます。

次のページ以降には、法で定められた必要な資料を添付いたしております。この資料の次に、議案第1号説明資料というA3の広い資料を添付いたしております。こちらをお開きください。

今説明をいたしました収益的収入及び支出、資本的収入及び支出を表に記載しておるものでございます。右の欄外に収益的収支と書いてある欄がございます。ここに収支差し引き額を記載いたしております。今回の補正を行うことで、収支差し引き額は1億9,960万円となりまして、税抜き後の純利益は1億7,600万円余となります。既決予算と比べまして、1,195万3,000円の増となっております。利益が上積みしております。収益的収入及び支出を見ますと、収入のほうが少なく、こういったことはあり得ないんじゃないかというふうに思われますが、この中には消費税が含まれております。税抜きで見ますと収入の減

額は5,690万円余でございます。対しまして、支出の減額は7,250万円余でございます。そのため、こういったことが起こっておるものでございます。

その次に、資本的収支不足額を記載をいたしております。11億4,200万円余が不足をいたしております。これにつきましては、一番下に書いております補てん財源で補てんをいたします。

以上で議案第1号の補足説明を終わります。

○津口議長 白水局長。

○白水局長 続きます、議案第2号でございます。春日那珂川水道企業団特別職の職員の議員報酬、報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例の制定についてでございます。

行財政改革の一環といたしまして、当企業団の特別職の職員の議員報酬、報酬及び期末手当の支給内容を見直すということで、これに関する条例の一部を改正するというものでございます。

赤いインデックスのほうをごらんください。関連資料でございます。

こちらの1ページでございます。ここに新旧対照表を上げております。

まず、タイトルのほうの字句の修正でございます。期末手当を削除するものです。これは、1条においても同様でございます。

それから、2条の報酬の表の中、議長4万8,000円を月額2万8,000円へ、副議長4万7,000円を2万6,500円に、議員4万5,000円を2万5,000円にそれぞれ改めるものでございます。

次のページでございます。

同様に、監査委員も4万5,000円を月額2万5,000円に改めるものでございます。

以上が議案第2号の説明でございます。

続きます、議案第3号でございます。春日那珂川水道企業団企業長の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についてでございます。

これも行財政改革の一環といたしまして、企業長の給与を見直したということで、この条例の一部を改正するものでございます。

次のページでございます。

第3条中、66万円を64万円に改める。平成21年4月1日から施行するというものでございます。

以上、議案第2号、議案第3号の説明でございます。よろしく申し上げます。

○津口議長 八尋工務課長。

○八尋工務課長 工務課長でございます。議案第4号春日那珂川水道企業団手数料条例の一部を改正する条例の制定について、指定給水装置工事事業者の交付手数料を見直したために改正するものでございます。

赤のインデックスの議案第4号関連資料というところをお開きください。

1枚はぐって1ページ、こちらのほうに書いております指定給水装置工事事業者というのは、水道給水装置工事を実際申し込まれるときに、その工事そのものは水道法により、企業団が指定した指定工事事業者でなければできませんので、その資格を申請してこられます。そのときに、その審査をしまして、指定工事事業者証というのを交付しているわけでございますが、そのときに現在200円徴収しております。これを必要な、かかる時間とか、そういったものから試算をしまして、また周り、筑紫地区とかを参考にしまして、この金額を3,000円ということに改定するものでございます。

続きまして、議案第5号の中にまたこの手数料のところがございますので、その部分を説明したいと思います。

次の議案第5号の関連資料の8ページをお開きください。

こちらのほうに第30条というところがございます、こちらは給水工事を申し込まれた図面とか、うちのほうの使用材料とかを審査しまして、そのときに審査手数料として現在は900円、また工事が終わりました、工事、完了工事の検査をするわけですが、そのときに手数料として現在400円をいただいております。これをそれぞれ審査手数料は3,000円、工事検査手数料は2,000円というふうに改良するものでございます。

以上でございます。

○津口議長 山崎営業課長。

○山崎営業課長 営業課長でございます。続きまして、議案第5号の営業課に係る部分の御説明をいたします。春日那珂川水道企業団給水条例の一部を改正する条例の制定についてでございます。

これは、使用水量や口径に応じた、合理的な料金及び使用者にとってわかりやすい用途区分とするため、基本水量の廃止、口径別料金の採用、用途区分の見直しを行うものでございます。

御説明を申しますと、平成20年11月27日に議会全員協議会において説明いたしました見直し案のとおり内容で、同年12月12日に水道料金審議会に諮問をいたしました。3回の審議を経まして、平成21年1月22日に、料金見直しに関する基本水量制の廃止や用途区分の見直しなど、6項目にわたる内容の答申をいただきました。この答申を参考に、本日の上程に至ったわけでございます。

今回の水道料金体系の見直しのポイントは、大きく3つございます。

初めに1期、これは2カ月で1期ですが、これ20立方メートルの基本水量廃止による基本料金の見直し、2番目に口径別料金の設置、3番目に一般用、営業用という区分から家事用、家事以外の用の区分に変更することによる、生活用水とそれ以外の用という明確な用途区分の確立などがございます。

このほかに、従量料金単価の見直し及び料金の端数処理の方法の変更などがございます。なお、このような料金体系の大幅な見直しをいたしますけれども、収入の総計は現行の水量に当てはめましても、1%にも満たない額と予測をいたしております。これは、最近の経済状況を考慮いたしまして抑えたものでございます。

それで、内容については議案第5号関連資料、赤いインデックスのつきましたページをごらんください。

表紙を1枚めくってもらいまして、1ページでございます。

用途の意義を第3条で書いてございます。現行が右側、改定のほうが左側になっております。

失礼をいたしました。用語の意義でございます。

第3条の2項の中に、現行では1号として一般家庭用とは一般用、官公署、ずっとここに書いてございます。第2号の中で、営業用とは工場用、料理店、飲食店等々を記載しております。

これを左側のほうで、改定案のほうで見ていただきますと、第1号に家事用、家事用とは家庭における日常生活の用に使用するものということで規定がございます。そして、2号のほうでは、家事以外の用の説明がございます。家事用、浴場用及び一時用以外の用に使用するものを言うてございますが、この中で浴場用と一時用というのは、そこに3号、4号と略をしておりますけれども、そのまま生きております。これが用語の意義でございます。

そして次に、料金の件ですが、料金の件につきましては、そのままずっとめくっていただきまして、5ページをお願いいたします。

5ページの下の方に、第24条として料金が記載されております。現行の料金は、この24条の表の中、恐れ入りますがもう一ページをめくってください。一般用、営業用、浴場用、施設消火栓、一時用ということで書いてございます。それぞれに基本料金と超過料金が書いてございます。その下には、メーター使用料がございます。ここの料金表は、今回の改定では一番最後の別表というところで記載をするようにいたしました。

12ページへ飛んでください。

12ページのほうで基本料金、ここで口径別という料金が出てまいります。そして、その下に従量料金ということで、家事用の従量料金とその次のページ、13ページでございます。家事以外の用の従量料金がございます。そして、その下が浴場用でございますが、記載がされております。そして、別表の第2というの、これが、一応メーター使用料が載っておりますけれども、一時用に係る分でございますので、これだけは別に記載をいたしております。

そして、すみません、24条のほうでございます。もう一度お戻りいただきたいと思っております。

24条の中で一時用の料金をまず書きまして、24条の2の中で、またこれ説明をいたしておりますけれども、別表のほうで計算ができるということになっております。そして、1つの違いとしましては、この24条の中の文言の中に書いてございます、現在は料金の合計額に100分の105を乗じる。これは消費税率でございますけれども、これを最後に乗じて、その額に10円未満の端数を処理させていただいておりますけれども、今回の改定では基本料金と従量料金の合計額、これは税込みの総額表示とさせていただいておりますので、一番最後にその端数が1円未満が出た場合に、それを切り捨てるということで計算ができるようになってございます。税込みでございます。

以上のとおり御説明を申し上げます。皆さんよろしくお願いをいたします。

○津口議長 松永経理課長。

○松永経理課長 経理課長でございます。続きまして、議案第6号の補足説明をさせていただきます。

議案第6号は、平成21年度の当初予算案でございます。議案につきましては、法で定められた様式に従いまして、記載をいたしております。

また、議案第6号の関連資料も添付いたしております。これも法で定められた様式に従いまして、その資料を添付いたしております。

補足説明のほうは、議案第6号説明資料と記載してある赤いインデックス、下から2番目のインデックスをお開きください。1ページがA3の広い表でございます。議案第6号説明資料と記載してあります赤いインデックスでございます。

それでは、補足説明を始めたいと思っております。

当初予算案を表にして記しております。上の方に書いておりますのが収益的収支及び支出でございます。左欄のほうに収入を記載しております。

水道事業収益の平成21年度当初予算額は26億1,900万円余でございます。

営業収益の給水収益、これは水道料金収入でございますが、23億7,100万円余でございます。

まして、平成20年度の当初予算額と比べますと、9,500万円の減額の予算計上となっております。補正で説明をいたしましたように、事業所などでの減収傾向は引き続き21年度にも影響を与えるものと見て、予算編成に当たっております。従来の料金で試算をいたしますと、約4,400万円の減が見込まれました。補正後の数値から4,400万円の減額が見込まれました。これに、料金体系改定によります若干の増収分が1,300万円ありまして、結果的には3,100万円の減と、20年度の補正後から見ますと3,100万円の減となったものでございます。予算で対比しますと、9,500万円の減でございます。この傾向が果たしてどこまで続くものなのか、予測としては困難なものがあると思います。引き続き、事業所の聞き取り調査などを積極的に行い、企業長が提案説明で申しましたように、ストップ・ザ減収に企業団職員全員でこれに努め、収入を確保してまいる覚悟でございます。

その他営業収益でございます。1億1,900万円余を計上いたしております。これは、主なものといたしましては、春日市、那珂川町の下水道料金の徴収業務を当企業団が委託を受けて行っております。その委託料の収入部分がこの主なものでございます。

営業外収益の負担金7,600万円余。これは福岡地区水道企業団への構成団体、春日市、那珂川町からの一般会計出資金でございます。

その他営業外収益2,000万円余。これは資金運用によります受取利息が主なものでございます。

特別利益3,000万円余。これも企業長が提案理由の説明で申しましたように、当企業団が保有しております用地のうち、もう将来的にも不必要であると認められた土地については、処分を前提に考えて、収入として図っていきいたいというふうに考えて、20年度も買収をやる予定ですが、21年度も引き続き遊休地の処分を行ってまいります。

対しまして、右欄の水道事業費用でございます。21年度の当初予算計上額は24億2,500万円余でございます。

営業費用の原水及び浄水費3億1,800万円余。これは当企業団浄水場の維持管理経費でございまして、浄水課の経費でございます。

修繕費、動力費で1,270万円の増が見込まれ、また委託料、薬品費、負担金などで1,100万円の減が見込まれ、結果170万円ほどの増となっております。

配水及び給水費、配水管等の維持管理費でございます。当企業団工務課の費用でございます。9,900万円余。賃借料、修繕費等において減が発生し、850万円余ほどの減額となっております。

業務費5,000万円余。これは営業課の費用でございます。料金の徴収に係る費用がここに計上されております。賃借料等において900万円余の減が出ております。

4目総係費5億3,400万円余。人件費において約1,700万円余ほどの減額、また負担金におきまして、目の移動によりまして200万円の増が発生いたし、この1,500万円が減額となった次第でございます。

5目議会費、6目監査費でございます。これも減額になっておりますが、報酬の改正案が出ることから減額になったものでございます。

7目受水費、福岡地区水道企業団からの受水費用でございます。3億5,700万円余。補正で申しましたように、一部受水費において減額がされております。その分で、20年度当初予算よりも400万円ほど減となっております。

減価償却費7億1,900万円余、資産減耗費2,200万円余でございます。

営業外費用の負担金、これは収入のほうで申しました福岡地区水道企業団への春日市、那珂川町からの一般会計出資金の支出分でございます。

支払い利息2億円余。20年度と比べますと3,100万円ほど減額となっております。これは、20年度に補正で申しましたように、3億円を超える繰上償還を行ったことで、減額が出たものでございます。

3目雑支出400万円余、4目消費税及び地方消費税2,600万円余でございます。

結果、収支の差し引き額といたしましては1億9,300万円余となりまして、税を除きました当年度の純利益は1億4,457万4,000円となります。

次に下の段、資本的収入及び支出でございます。

資本的収入の21年度予算額は12億5,300万円余でございます。企業債の借り入れ2億円、これは配水管整備費に充てます。工事負担金1億5,200万円余、これは20年度と比べまして2,500万円ほどふえておりますが、加入負担金、先ほど申しましたように改正をいたしております。これによりまして3,800万円ほどの増収を見込んでおります。また、工事負担金、原因者がうちのほうに払う工事負担金でございますが、この分については1,250万円ほど減をいたしております。国庫補助金2億9,000万円余。これも補正のほうで申しましたように、当企業団、現在五ヶ山ダム建設事業費と原町の浄水場施設の改良事業を補助対象事業費として、補助金をいただいております。

次に、出資金でございます。先ほど説明しました補助金に伴いまして、構成団体、春日市、那珂川町から当企業団のほうに出資がなされております。これが2億9,000万円余でございます。

5項の固定資産売却代金2,000万円余。これは特別利益のほうで申しました分の評価額の分を、4条のほうの固定資産売却代金で見るとでございます。投資有価証券の売却代金3億円。現在保有しております有価証券、国債、地方債、保証債のうち、3億円が21年

度で満期になる予定でございます。その分の売却代金をここに記しております。

対しまして、資本的支出でございます。右欄でございます。21年度の当初予算額は24億1,000万円余でございます。

建設改良費の水源浄水場施設整備費10億2,900万円余。20年度と比べて8億円ほど増となっております。原町の改良工事が、いよいよ21年は大きなものが発生する予定でございます。2期工事の中心部分が21年度にかかわります。その分の工事予算を計上いたしております。このため、増額となったものでございます。

配水施設整備費、配水管等の費用でございます。4億1,300万円余。五ヶ山ダム建設事業費7,500万円余。五ヶ山ダム建設に係ります建設の負担金と地域への負担金を合わせた金額でございます。諸設備費300万円余。2項企業債償還金2億8,100万円余。企業債の償還元金でございます。投資有価証券6億600万円余。満期になります有価証券もございませう。保有しております現金もございませうので、21年度においても有価証券の購入を予算化させていただいております。

結果、左欄の下の欄に資本的収支の不足額を記載いたしております。21年度の資本的収支不足額は11億5,600万円余でございます。これにつきましては、当企業団が保有します留保資金のほうで補てんをさせていただく予定でございます。

2ページをお願いいたします。

業務量を記しております。

平成21年度予算の欄をごらんください。

給水人口でございます。14万8,465人を見ております。20年度4期、10月検針分までの実績から伸び率等を勘案し、この数値を算出をいたしております。有収水量1,212万立米、配水量1,307万立米、ともに有収水量は20万トンの減、配水量は17万トンの減と、減を見込んでおります。結果、有収率は92.7%となっております。供給単価186円35銭、供給単価は1立米当たりの平均売上単価でございます。給水原価、1立米に要します費用でございますが、194円38銭でございます。例年申し上げておりますように、この給水原価を計算します際に、料金以外の収入が入っておりますので、総費用から料金以外の収入を除いたもので算定いたしますれば、174円48銭となります。結果、当企業団の純利益が出るといところでございます。

3ページをお願いいたします。

企業債の概要をここに記しております。

まず、上の表でございますが、19年度末残高で80億3,600万円余企業債がございました。先ほど申し上げましたように、20年度繰上償還が認められたことから、2億円の借り

入れを行い、7億2,900万円の償還を行っております。結果、20年度末の予定残高は75億600万円余となり、21年度におきましても借入額を償還額が上回っております、若干ながら企業債の残高が減っております。74億2,400万円を企業債残高の予定額として見込んでおります。

下の欄には、利率別の分布状況を記載いたしております。6%以上がすべて借りかえができましたことから、繰上償還ができましたことになっております。今後とも高金利の分については、繰上償還ができるよう努めていきたいというふうに考えております。

4ページをお願いいたします。

各課の主な事業内容をここに記載しております。

まず、浄水課でございます。浄水課の業務委託料が1億2,100万円余。これは20年度と比べて若干減額しておりますが、2番の水質検査業務委託が200万円ほど20年度からふえております。これはクリプトの指標菌の検査が発生したものでございます。クリプトと申しますのは、塩素の中でも死なないという原虫でございます、この指標菌の検査が義務づけられましたことから、この検査料の増額につながったものでございます。ここに浄水課が行います主な内容を記しております。

下段には、工務課を記載いたしております。1番と2番に収入の部分に記載いたしております。加入負担金の収入見込みが1億700万円から1億4,500万円というふうに、先ほども言いましたように、改定によりまして増となっておりますというところでございます。

漏水対策の関連経費が6,200万円余。まだメーター関係、マッピング関係の費用を計上いたしております。6番の諸加圧ポンプの動力費、これは電気代でございますが、水圧を安定的にお届けするために、給水区域内2カ所、一の谷と平田台にポンプ室を設けております。その分の電力料でございます。

5ページをお願いいたします。

上の段には、営業課の主な内容を記しております。水道料金調定見込み額、2番が下水道料金の賦課徴収委託の収入見込み額でございます。そのほかに、3番は調定収納の業務に対する費用、検針業務に対する費用でございます。5番に給水推進業務に関しまして費用を計上いたしております。給水推進を一昨年から行っております。この費用を充てまして、給水推進を積極的に進めて、需要の拡大を図っていきたいというふうに考えております。

下段には、総務課の内容を記しております。

6ページをお願いします。

上段には、経理課の業務内容を記しております。福岡地区水道企業団に対する春日市、

那珂川町からの負担金、2番は受取利息は2,000万円を見込んでおります。企業債の借入れは2億円、配水施設整備事業債でございます。また、これに伴います一般会計の出資金、国庫補助に伴います繰り入れ予定額を2億9,000万円余でございます。また、費用といたしましては、庁舎の管理委託経費——この庁舎の維持管理経費でございます——2,200万円余でございます。

下段には企画課の内容を記しております。国庫補助金の受け入れ予定、五ヶ山ダム建設事業に係るものですが、2,200万円余。これの支払い分、五ヶ山ダムの建設事業費の負担金6,900万円余。また、五ヶ山ダム建設に伴います水源地域の振興事業負担金600万円余を予算に計上いたしております。

7ページをお願いいたします。

建設課の主な内容を記しております。1番、工事負担金収入見込み額700万円余、これは水道管等の工事に伴いまして、消火栓等の移設、新設等を行います。その際、消火栓の費用に関しましては、一般会計のほうから当企業団のほうに負担金としてちょうだいいたしておりますので、その収入見込み額でございます。また、2番については原町浄水場の国庫補助金の受け入れ予定でございます。2億6,700万円を予定いたしております。3番は、水源浄水場施設整備費の費用の分でございます。10億2,900万円余。原町の浄水場の浄水処理施設の工事費、委託料でございます。4番は配水施設整備事業費、4億1,300万円余。21年度も配水管の更新、新設を行ってまいります。古くなった管の入れかえ等を行ってまいります。現在予定しております分は、約4,800メートルを布設がえする予定でございます。

次ページ以降には、費用の節別明細を添付いたしております。

以上で議案第6号の補足説明を終わります。

○津口議長 白水局長。

○白水局長 続きまして、議案第7号春日那珂川水道企業団監査委員の選任についてでございます。

澤井明彦氏、昭和21年10月18日生まれ、現在62歳の方でございます。

平成21年3月11日付をもちまして、お一人の監査委員さんの任期が満了することによりまして、新たに選任するものでございます。したがって、企業団議会の同意を求めるというものでございます。

赤いインデックス、一番最後の関連資料の、まさに一番最後のページに経歴書をつけております。記載しておりますとおり、現在税理士をなさっております。このような経理の専門家による厳しい監査によりまして、さらに健全で効率的な財政運営を図っていき

いと思っております。

以上で議案説明を終わります。

○津口議長 提案理由の説明及び補足説明は終わりました。

以上で本日の日程は終了いたしました。

あすは午後1時から本会議を開きます。

これをもって本日の会議を終了します。

散会 15時05分